○経済産業省告示第七十七号

する。 ダイオキ 計量法 シン類に係る特定計量 (平成 四年法律第五十一号)第百二十一条の二の 証明事業の認定基準を次 0) ように定め、平成十四年四月 規定に基づき、 CK 同法を実施するた 日 から施行

平成十四年二月十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基

オキシ の二の特定計量 量法施行 ン類の 令 証明事業の認定の基準は次のとおりとする。 度の計量 (平成五 証明の事業を行おうとする者の計量法 年政令第三百二十九号)第二十九条の二第一号の大 以下 「法」という。 気、 水又は $\overline{}$ 第百二十一条 土壌中の ダイ

次の表の 法第百二十一条の二第一号の 欄に掲げる事項に 0 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有する て同 表 0) 下 欄に掲げる基準に適合する管理組織を有するも Ł 0 \mathcal{O}

_ とする。 実施体 組織 事 項 三 体的に、 計量証 な事項が文書化され 明 確 組織間 規格に定め 認 口 口 イ 口 ハ 計量 できない 品質管理者」 品質管理に責任を有するとともに、 次に掲げる者が 定を受け の責任に関する事項 する者 (以下「計量管理者」という。 「統括管理者」という。 事業の 計量証 品質管理の分野において十分な知識を有し 計量法第百九条第二号に規定する当該事業に に社内規格 統括管理者及び品質管理者が 事業所におい 文書目録 品質に対する方針及び目標 明事業」という。 かつ、体系的に整備されるとともに、次に 掲げる事項その他計量証明事業を適切 の有 証明事業を適 られ 機的 うち、 にお 明事業を適正に実施するため ようとする事 対 という。 す ていること。 な連携が取られてい に定めら る内 計量 て、 て、 任命されて 切に それに基づい $\overline{}$ 計量証 計量証明事業全般 部的 証明事業に影響を及ぼす事業に係る $\overset{\smile}{\circ}$ れ、 業の 行うに必 を適正に 又は外部的 統括管理者が組織の 品質管理者は 区分に 明事業以 11 ること。 要な組 不在 行うに必要な社内規格等に て適切に事業を行うこと。 係る特 ること な圧 外 \mathcal{O} の事業を行 織 場合、 部監査の に に必要な 力 定計量 0 対 元行う 権限、 \mathcal{O} 計量管理者を兼ね 防 当該 こ て 事 係る計量管理を行う者 掲げる事項そ 監督を行うととも お 責任を有する者 証 止 実施を行う者 責任及 b, ĸ に 2 権 項 明 関す 限及 事 7 必要な事項が 業 計 V /る事項 主要な就 る場合 び 淮 び 量 以 証 相 責任を代 つ 明事業 互 ることが 11 0 下 以下 関 て、 単 以 業者 に、 内 カジ 下 要

て適切な処置が取られ、かつ、必要な記録を作成すること。 次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づい	是正処置等	七
ホ 不適合業務の再発防止策に関する事項 二 不適合業務の責任の明確化に関する事項		
ハ 不適合業務の評価に関する事項		
ロ 不適合業務に対する処置に関する事項		
イ 不適合業務の管理に関する事項		
(以下「不適合業務」という。)に対し適切な対応が行われていること。		
て計量証明事業の手順又は依頼者の要求事項に適合していない業務の結果		
次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づい	不適合業務	六
ニ 第二項の表第九の項に規定する定量結果の確認に関する業務		
ハ ガスクロマトグラフ質量分析計による測定の業務		
ロ 試料の前処理の業務		
イ 試料の採取の業務		
基準とした資格認定が行われていること。		
二 次に掲げる業務に従事する者に対しては、必要な教育訓練又は経験を		
が行われ、かつ、記録が作成されていること。		
るための社内規格が定められているとともに、それに基づいて教育訓練		
一 計量証明事業を適切に実施する上で必要な教育訓練が計画的に行われ	教育訓練	五
ニ 記録の修正に関する事項		
ハ 記録の閲覧に関する事項		
ロ 記録の確認に関する事項		
項		
イ 記録の識別、保存、保存期間(五年間以上とする。)等に関する事		
方法による管理を含む。)が行われていること。		
な事項が社内規格に定められ、それに基づいて適切に記録の管理(電磁的		
計量証明事業の過程で生じた記録について、次に掲げる事項その他必要	記録の管理	四
ハ 品質文書の閲覧及び周知に関する事項		
ロ 品質文書の識別に関する事項		
イ 品質文書の制定、改廃等の手続に関する事項		
による管理を含む。)が行われていること。		
社内規格に定められ、それに基づいて適切に品質文書の管理(電磁的方法		
下「品質文書」という。)について、次に掲げる事項その他必要な事項が		
計量証明事業を適正に実施するために必要な社内規格を定めた文書(以	文書管理	Ξ
ト 臨時に使用する者が業務を行う場合に関する事項		
へ 教育訓練中の就業者が業務を行う場合に関する事項		
就業者に対する適切な権限の付与に関する事		
ニ 計量証明事業の信頼性に影響を与える活動への不関与に関する事項		
関する事項		
ハ 計量証明を依頼した者(以下「依頼者」という。)の秘密の保持に		

	基づいて技能試験に参加すること。	質の監視	
イ 原因の調査検討及び必要な是正処 内部監査 一 計量証明事業が適切に実施されてい 原則として年一回以上の頻度で行われ に関する事項 ニ 内部監査の実施に関する事項 ニ 内部監査を行う者のうちー名は、内 の内部監査の結果が、統括管理者に対する。とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する とともに、その結果の記録を作成する	量証明の結果の有効性を監視するための社内規格が定められ、	量証明の	+
イ 原因の調査検討及び必要な是正処 内部監査	ること。		
イ 原因の調査検討及び必要な是正処 西し	の頻度で実施体制の見直しが行われ、その見直しの結果の記		
中 是正処置の効果の確認に関する事項	として、事業所の経営に責任を有する者によって、原則として年	直し	
イ 原因の調査検討及び必要な是正処置の実施に関する事項	証明事業が継続的に、適切に、かつ、効果的に運営され	体制の	九
イ 原因の調査検討及び必要な是正処置の実施に関する事項	に、その結果の記録を作成		
イ 原因の調査検討及び必要な是正処置の実施に関する事項	再監査の場合にあっては、是正		
一 計量証明事業が適切に実施されているかどうかの検証のために必 市 計量証明事業が適切に実施されているかどうかの検証のために必 事項が社内規格に定められているかどうかの検証のために必 事項が社内規格に定められているかどうかの検証のために必 原則として年一回以上の頻度で行われること。	ること。		
イ 原因の調査検討及び必要な是正処置の実施に関する事項	内部監査の結果及びその結果に対する是正処置に		
マ 月	妥当性が影響を受ける可能性を書面で通知		
一 計量証明事業が適切に実施され、時宜を得た適切な是の事項が社内規格に定められているかどうかの検証のために必事項が社内規格に定められているとともに、それに基づいて内部監事項が社内規格に定められているとともに、それに基づいて内部監原則として年一回以上の頻度で行われること。	が行われていること。必要な場合は、依頼者に対し、結果の正確		
イ 原因の調査検討及び必要な是正処置の実施に関する事項	内部監査の結果が、統括管理者に報告され、時宜を得た適切		
の	識経		
イ 原因の調査検討及び必要な是正処置の実施に関する事項	内部監査を行う者のうち一名は、内部監査の対象となる業務に		
一	質管理又は監査に関する教育訓練を受けた者によって行われる		
内部監査	部監査は、可能な限り被監査部門に直接関係を有しない者で		
内部監査 ー 計量証明事業が適切に実施されているかどうかの検証のために ニー 予防処置の実施に関する事項 ニー 予防処置の実施に関する事項 ニー 予防処置の実施に関する事項 コー 是正処置の効果の確認に関する事項	回以上の頻度で行われ		
内部監査 一 計量証明事業が適切に実施されているかどうかの検証のために必	項が社内規格に定められているとともに、それに基づいて内部監		
苦情処理に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	量証明事業が適切に実施されているかどうかの検証のために必	部	八
予防処置の実施に関する事項再監査の実施に関する事項是正処置の効果の確認に関する事項原因の調査検討及び必要な是正処置の実施	苦情処理に関する事		
再監査の実施に関する事項是正処置の効果の確認に関する事項原因の調査検討及び必要な是正処置の実施	予防処置の実施に関する事		
是正処置の効果の確認に関する事項原因の調査検討及び必要な是正処置の実施	査の実施に関する事		
原因の調査検討及び必要な是正処置の実施	是正処置の効果の確認に関する事		
	原因の調査検討及び必要な是正処置の		

2 る。 ら。 の表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる基準に適合する技術的能力を有するものとすの表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる基準に適合する技術的能力を有するものとす。 | 法第百二十一条の二第二号の特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力は、次|

					<u> </u>				_	
					装置等				施設	事
										項
保守等性能の維持に関する事項イ 計量証明の結果に重大な影響を及ぼす装置等の適切な点検、校正、	共用者それぞれが適切に管理を行うこと。	用	二 次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づ	いう。)を保有していること。	一 計量証明事業を行うに必要な器具、機械又は装置(以下「装置等」と	管理が適切に行われているとともに、必要な記録を作成すること。	めに必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて保有する施設の	二 施設の保守、施設内の環境条件の維持等計量証明事業を適切に行うた	一 計量証明事業を適正に行うに必要な施設を保有していること。	基

なる試料(以下「対象試料」という。)の採取の計画を作成すること。 一 必要な場合、可能な限り適切な統計的方法に基づいて、計量の対象と	試料の採取	五.
本的作業手順を記載した標準作業手順書を作成すること。	· ■ 証	四
ロ 標準液の調製及びその確認に関する事項 イ 試薬又は消耗品の管理及び使用に関する事項 作成すること。	試 薬 等	三
ロ 必要な場合、汚染防止に関する事項 ハ 不適切な装置等の識別及び当該装置等による影響の調査に関する事項 こ 次に掲げる事項について、記録を作成すること。装置等を共用する場合は、共用者それぞれが必要な記録を作成すること。装置等のは、共用者それぞれが必要な記録を作成すること。装置等の協別性の確認の記録 こ 次に掲げる事項について、記録を作成すること。装置等を共用する場合は、共用者それぞれが必要な記録を作成すること。装置等のは関する事項		

イ・ガスクロマトグラフ質量分析計、測定方法又は試料測定時の検出下記録を作成すること。標準作業手順書に基づいて適切に次に掲げる作業を行い、かつ、必要な	認量結果の確	九
る事項には、の別定用試料及び試験用試料の測定によいの測定用試料及び試験用試料の測定によいの測定用試料及び試験用試料の測定によいがの測定用試料及び試験用試料の測定によりでは、		
ない場合の対処に関する事項 ことの確認により得られた結果が計量方法に定めら		
イ ガスクロマトグラフ質量分析計の調整及び適切な測定が可能である業を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 標準作業手順書及び前号の測定の計画に基づいて適切に次に掲げる作。)の測定の計画を作成すること。	だ がスクロマト	八
一 必要な場合、対象試料の前処理の計画を作成すること。 出操作を適切に行うとともに、当該操作に伴う必要な記録を作成すること。また、同時期に処理を行った試料の一覧を作成すること。 地理の計画に基づいてクリーンアップ操作を適切に行うとともに、当該処理の計画に基づいてクリーンアップ操作を適切に行うとともに、当該操作に伴う必要な記録を作成すること。 事作業手順書に基づいて必要な操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本作業手順書に基づいて必要な操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本作業手順書に基づいて必要な操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本作業手順書に基づいて必要な操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本作業手順書に基づいて必要な操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本作業手順書に基づいて必要な操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本作業手順書に基づいて必要な操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本に、当該操作という。)の調製について、標準作業手順書を作成すること。 本に、当該操作を行い、かつ、必要な記録を作成すること。 本に、当該操作を行い、かっ、必要な記録を作成すること。 本に、当該操作を行い、かっ、必要な記録を作成すること。 本に、当該操作を行い、かっ、必要な記録を作成すること。 本に、当該操作を行い、かっ、必要な記録を作成すること。 本に、当該操作を行い、かっ、必要な記録を作成すること。	試 料 の 前 処 理	七
すること。 、取扱い、保管及び、	試料の管理	六
ハ 二重測定のための試料の採取ロ トラベルブランク試験のための作業イ 対象試料の採取 業を行い、かつ、必要な記録を作成すること。		

ト 異常値及び欠測値の原因等の検討に関する事項	へ 二重測定の結果の確認に関する事項	ホートラベルブランク試験の結果の確認に関する事項	ニ 操作ブランク試験の結果の確認に関する事項	項	ハ ロの回収率が計量方法に規定された範囲外の場合の対処に関する事	に関する事項	ロ クリーンアップスパイク及びサンプリングスパイクの回収率の確認	限及び定量下限の算出並びにその確認に関する事項

3 表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる基準に適合するよう定められているものとする。 法第百二十一条の二第三号の特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法は、次の

Ξ	
外注	り ・
一 外注(工程の一部を外部の者に行わせることをいう)を行う場合に 一 外注(工程の一部を外部の者に行われていること。	本生 (工程の) 一路と下の後に行ったのでは、ことである。 本

明書の誤用防止措置を講ずるとともに、再発行を行うこと。		
三 発行後の修正を要する場合(軽微なものを除く。)は、発行された証		
と。		
二 計量結果を証明する書類は、原則として計量証明書として発行するこ		
に基づいて発行が行われていること。	明	
一 計量結果を証明する書類の発行についての社内規格が定められ、それ	計量結果の証	四
有効性又は適合性の確認を行うこと。		
ハ 外注が一年以上に及ぶ場合は、年一回以上の頻度で外注先の認定の		
力又は技能試験への参加を行うこと。		
ロ 認定機関等の要請がある場合は、書面調査若しくは現地調査への協		
務を行うこと。		
イ この基準を遵守し、申請者が指定又は承認した計量の方法により業		
と。		
三 外注に当たっては、次に掲げる事項について外注先と合意しているこ		

(参考)

改正:平成17年8月29日制定:平成14年2月18日

MLAP室までお問い合わせ下さい。 *これらは間違いのないように作成したつもりですが、疑義が生じた場合には認定センター